**市職員を募集します**

問い合わせ　人財育成課人事担当　23-5027

令和2年4月1日採用の大崎市職員を募集します。

　一次試験日は、12月1日です。

**試験区分・職種・採用人員**

■上級試験（大学卒程度）

　保健師　若干名

■中級試験（短大卒程度）

　歯科衛生士　若干名

■社会人試験（高校卒程度）

　建築　若干名

　行政（障がい者）　若干名

**■上級試験（大学卒程度）の受験資格**

|  |  |
| --- | --- |
| 職種 | 受験資格 |
| 保健師 | 次のすべてを満たす人  昭和54年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人、もしくは平成10年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業した人、または令和2年3月までに卒業する見込みの人  保健師の資格を有する人、または令和2年3月末までに資格を取得する見込みがある人 |

**■中級試験（短大卒程度）の受験資格**

|  |  |
| --- | --- |
| 職種 | 受験資格 |
| 歯科衛生士 | 昭和54年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人で、歯科衛生士免許を有する人、または令和2年3月末までに免許を取得する見込みがある人 |

**■社会人試験（高校卒程度）の受験資格**

|  |  |
| --- | --- |
| 職種 | 受験資格 |
| 建築 | 昭和54年4月2日以降に生まれた人で、一級建築士もしくは二級建築士の資格を有し、その実務経験が通算して3年以上ある人 |
| 行政  （障がい者） | 次のすべてを満たす人  昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人で、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人、または知的障害者更生相談所・児童相談所・精神保健福祉センター・障害者職業センター・精神保健指定医のいずれかから知的障がい者であると判定されている人  ※受験申し込み時点で、手帳の有効期限が切れていたり、交付申請中の場合は受験できません。  活字印刷による出題に対応できる人 |

**申込方法など**

■受験申込書の請求先

　受験申込書は、人財育成課または各総合支所地域振興課で配布しています。

　郵送で請求する場合は、140円分の切手を貼った返信用封筒（角型二号）に郵便番号・住所・氏名を記入し同封してください。

■申込方法

　受験申込書（写真貼付）と受験票（63円切手貼付）に必要事項を記入し、持参または簡易書留郵便などの確実な方法で提出してください。

■送付先

　〒989─6188

　大崎市古川七日町1─1

　人財育成課人事担当

■受付期間（土・日曜日、祝日除く）

　11月19日17時15分まで（必着）

※当日消印有効ではないので注意してください。

**市民憲章に込めた思いを紹介します**

問い合わせ まちづくり推進課地域自治・NPO担当　23-5069

　大崎市民憲章は、平成18年11月3日に制定された、大崎市に住むすべての市民の基本的な規範、指針となる宣言です。

　市民憲章は、前文と本文で構成されています。11月は、市民憲章の制定月に当たり、あらためて本文に込められている思いを紹介します。

市民憲章の配布

　事業所などに市民憲章の掲示を希望する人に、市民憲章を印刷した物（Ａ２サイズ、４２０ミリメートル×５９４ミリメートル）を配布しています。

　詳しくは、まちづくり推進課まで連絡してください。

**大崎市民憲章の構成**

前文：恵まれた自然、豊かな文化、先人の築いてきた歴史と伝統への敬意と賞賛をうたい、市の風景が浮かぶように表現されています。

本文：市民が市に生きる誇りや喜びを感じ、市民としての責任を持ち、個人の尊重、互助精神、住民協働、安全・安心で快適な暮らし、人材育成や産業振興を希求し、歴史や文化に磨きをかけ、次代を担う子どもたちが誇れる市を創造していくという思いが込められています。

**令和2年度からの奨学生を募集します**

問い合わせ　学校教育課学校総務担当　72-5033

　令和2年４月に進学・進級する人で、大崎市奨学資金の貸与（無利子）を希望する予約奨学生を募集します。

　申請書などは、学校教育課および教育委員会古川支局・各支所、市内の中学校、大崎管内14高等学校で配布します。

※高校在学中に貸与を受けて　いた人が、大学や専門学校　へ進学し、引き続き貸与を　希望する場合は、期間内に　再度応募してください。

■募集期間

　11月1日～12月13日

■募集人員

高校生　10人程度

大学生・短期大学生・専門学校生など　20人程度

■対象

　次のすべてを満たす人

保護者が市内に居住する人

経済的理由で修学困難な人

第１学年から応募時点までの５段階評定の平均値が３・０以上の人（平均値が３・０未満の場合は、学校長の所見が必要）

2人の連帯保証人がいる人■貸与月額

高校生　１万5０００円

大学生・短期大学生・専門学校生など　３万円

■貸与期間・方法

　正規の修学年限が満了する月まで、年２回、奨学生名義の口座に振り込み

■償還方法

　卒業した翌年から７年以内に年賦、半年賦、月賦のいずれかの方法で全額償還

■奨学生の採用決定

　審査・選考の上、内定者を決定し、令和2年2月頃に全応募者へ結果を通知します。

**大崎市奨学資金貸与事業への寄付を受け付けています**

　経済的理由で修学困難な学生に奨学資金を貸与するため、皆さんからの寄付を募集しています。

　寄付は、2,000円以上の場合に税制上の優遇措置（所得税や住民税などの控除）を受けることができます。詳しくはお問い合わせください。

**給与支払報告書の作成は、早めの準備をお願いします**

問い合わせ 税務課市民税担当　23-2148

**給与支払報告書の作成・提出**

　給与の支払いを行う法人または個人は、令和元年（平成31年）中に従業員（アルバイト・パートを含む）に支払った給料・賃金・賞与などを基に、給与支払報告書を作成し、提出してください。

　期限内に提出がないと、市民税・県民税の課税を年度当初で行えず、従業員が１回当たりに支払う納付金額が増える可能性があります。早期提出に協力をお願いします。

　また、提出の際には、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の施行により、法人番号と従業員の個人番号の記載が必要です。すべての項目を正しく記入するよう、注意をお願いします。

■提出期限

　令和2年1月31日

■提出先

　令和2年１月１日現在における従業員の住所地の市町村

※郵送の場合は、郵送する市町村の担当部署を確認し、提出期限まで到着するように郵送してください。

**eLTAXによる提出の推奨**

　インターネットを利用した地方税ポータルシステム（eLTAX）には、申告書の入力・計算誤りを防ぐチェック機能や、1度で複数の地方公共団体に提出できる機能などがあります。

　さらに、個人事業主や代理人が提出する際に必要な、本人確認書類が不要です。ぜひ利用してください。

　詳細は、地方税ポータルシステムのウェブサイト（https://www.eltax.lta.go.jp/）で確認してください。

**市県民税課税通知書の送付**

■特別徴収（月々の給与から　天引き）

　令和2年5月15日に事業所へ発送する予定です。

■普通徴収（直接個人で納付）

　令和2年6月15日に本人に発送する予定です。

**令和元年分事業所向け年末調整説明会**

日時　11月14日　古川地域：10時～

12時、古川地域以外：14時～16時

場所　大崎市民会館大ホール

問い合わせ 　古川税務署法人課税第一部門　 22-2654

**令和元年分青色申告決算説明会および消費税軽減税率制度説明会**

■営業・不動産所得

日時　12月5日　古川地域以外：10時～11時30分、古川地域：13時30分～15時

場所　大崎合同庁舎1階大会議室

■農業所得

日時　12月6日　古川地域以外：10時～11時30分、古川地域：13時30分～15時

場所　大崎合同庁舎1階大会議室

問い合わせ 古川税務署個人課税第一部門 　22-1713